

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月1日（平成28年（行情）諮問第702号）

答申日：平成29年6月20日（平成29年度（行情）答申第97号）

事件名：「自衛隊の国民保護等派遣に係る武器の使用等に関する訓令」の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「自衛隊の国民保護等派遣に係る武器の使用に関する訓令」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「自衛隊の国民保護等派遣に係る武器の使用等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第75号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月7日付け防官文第12752号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年7月7日付け防官文第12752号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりである。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に精査した結果、別表のとおりその一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月12日 審議
- ④ 平成29年5月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、自衛隊法77条の4の規定に基づき国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下、併せて「国民の保護のための措置等」という。）の実施を命じられた部隊等の武器の使用等に関し必要な事項を定めた訓令である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高

い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、防衛省内部部局内の決裁を受け、本件対象文書が完成し秘の指定がなされた後、情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、速やかに廃棄している。

ウ 原処分に当たり、念のため、防衛省内部部局において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、確実を期すために再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 諮問庁から秘密保全訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりと認められること及び本件対象文書には「秘」の表示があることを踏まえると、本件対象文書の原稿である電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、国民の保護のための措置等を実施する自衛隊の部隊等が使用する武器の種類及びその使用の手続等に関する具体的な内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、国民の保護のための措置等を実施する自衛隊の部隊等の行動及び運用要領が明らかとなり、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方をして、その対抗措置を採ることや弱点を狙うことを容易ならしめ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文

書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは
妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、
不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
5 ページから 11 ページまでのそれぞれ一部	武器の種類，武器の使用の手續及び特定の状況下における自衛隊の行動に関する内容などが記載されており，これを公にすることにより，自衛隊の行動及び運用要領が推察され，自衛隊の裏をかいた行動をとることが可能となるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
13 ページ及び14 ページのそれぞれ一部	